

【重要】

厚生労働省年金局事業管理課長より、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、①学生証の発行が遅延した場合の国民年金保険料の学生納付特例申請の取扱い、②国民年金保険料学生納付特例に係る臨時特例手続等について周知依頼がございましたので、関係各位におかれては、学生等に対し周知を行っていただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年4月27日

写

各国公立大学担当課
各私立短期大学担当課
各国公立高等専門学校担当課
各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省高等教育局学生・留学生課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

新型コロナウイルス感染症の影響により学生証の発行が遅延した場合の
国民年金保険料の学生納付特例申請の取扱い等について（周知）

厚生労働省年金局事業管理課長より、別紙①（年管管発 0422 第 6 号）のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、学生証の発行が遅延した場合の国民年金保険料の学生納付特例申請の受付に当たっては、申請者に不利益が生じないよう、学生納付特例申請を受け付ける市町村（特別区を含む。）及び日本年金機構において特例の措置を講じることとし、このことについて周知依頼がございました。

さらに、別紙②（年管管発 0423 号第 6 号）のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料学生納付特例に係る臨時特例の時限的措置として、本人の申告所得等をベースにした簡易かつ迅速な手続によって、学生納付特例等の申請及び適用を行うことができる措置を講じることについても、併せて周知依頼がございました。

各大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校におかれましては、学生等への今回の国民年金保険料の学生納付特例申請の取扱い等に係る周知に御協力いただきますようお願いいたします。

また、このことについて、各都道府県等におかれては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して周知いただくようお願いいたします。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、①学生証の発行が遅延した場合の国民年金保険料の学生納付特例申請の取扱い、②国民年金保険料学生納付特例に係る臨時特例手続等についての問合せは、厚生労働省年金局事業管理課国民年金管理係にお願いいたします。

【国民年金保険料の学生納付特例申請の取扱い及び国民年金保険料学生納付特例に係る臨時特例手続等について】

厚生労働省年金局事業管理課国民年金管理係

TEL 03-5253-1111（内線3666）

【本通知について】

<大学等について>

文部科学省高等教育局学生・留学生課厚生係

TEL 03-5253-4111（内線2522）

<専修学校・各種学校について>

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校第一係

TEL 03-5253-4111（内線2915）